

都計第 296－1 号
令和 6（2024）年 2 月 20 日

（公社）全日本不動産協会 栃木県本部長 様

栃木県県土整備部都市計画課長

景観法に基づく届出及び栃木県景観条例に基づく届出に係る取扱いについて
（通知）

景観行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。
さて、市貝町における景観法に基づく景観計画の策定に伴い、標記届出に係る取扱いが
下記のとおり変更となります。
つきましては、貴会員への周知に御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 変更内容

景観法に基づく行為の届出関係

市貝町の区域については、同町が策定した景観計画及び景観条例の規定に基づく届
出が必要となります。（県景観条例に基づく届出は不要です。）

県の届出基準と異なりますので、詳細については同町にお問い合わせください。

【窓口】市貝町建設課（従前と変更ありません。）

TEL：0285-68-1117

2 変更年月日

令和 6（2024）年 4 月 1 日

栃木県県土整備部都市計画課
景観づくり担当：稲垣
TEL：028-623-2463
E-mail：inagakij01@pref.tochigi.lg.jp